

# 関税・外国為替等審議会の 答申への対応について

令和 6 年 9 月

農林水産省

# 目次

## I 令和5年度関税・外国為替等審議会関税分科会 における議論の状況

- I-1. 加糖調製品に係る令和6年度関税改正要望の概要
- I-2. 関税分科会における主な意見
- I-3. 関税・外国為替等審議会の答申内容

## II 令和7年度関税改正要望の方針

- II-1. 関税審での意見・答申を踏まえた対応方針（案）
- II-2. 加糖調製品に係る令和7年度関税改正要望の概要

## III 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率引下げによる 政策効果等

- III-1. 加糖調製品の調整金徴収制度
- III-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向
- III-3. 甘味全体の需要量の推移
- III-4. 直近の加糖調製品の輸入動向
- III-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果

## IV 国内産糖に係る競争力強化の取組

- IV-1. 国内産糖の生産・製造コストの低減のこれまでの取組
- IV-2. さとうきび・てん菜の生産コストの低減に向けた取組
- IV-3. 甘しや糖・てん菜糖の製造コストの低減に向けた取組
- IV-4. 精製糖企業の状況

## V 中長期的な在り方及びその実現に向けた具体的な取組

- V-1. 砂糖勘定の収支をめぐる状況
- V-2. 持続的なてん菜生産に向けた今後の対応について
- V-3. 異性化糖の調整金に係る運用見直し
- V-4. 砂糖の需要拡大に向けた取組
- V-5. 持続可能な航空燃料（SAF）の導入促進に向けた取組
- V-6. 国産さとうきび等を原料としたSAFの製造コスト

## 参考資料

（参考1）加糖調製品の例

（参考2）CPTPP、日EU・EPAの合意内容

（参考3）CPTPP税率のステージング（加糖調製品調整金対象6品目）

# I 令和5年度関税・外国為替等審議会 関税分科会における議論の状況

# I-1. 加糖調製品に係る令和6年度関税改正要望の概要

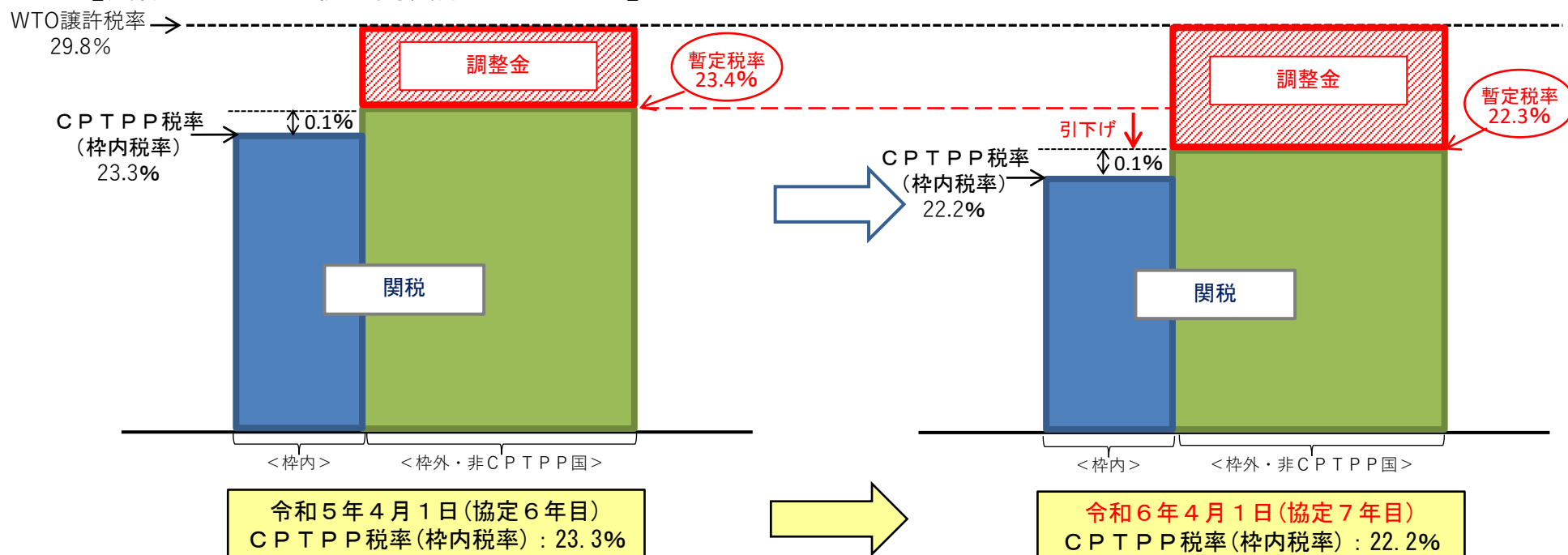
## 令和5年度改正の概要

- ◆ CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち6品目について、令和5年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の14品目（枠内即時無税品目）について、暫定税率の延長を措置。

## 令和6年度改正の要望内容

- ◆ CPTPP発効以降の調整金収入により、国産の砂糖価格が抑制され、消費者に一定のメリット。しかしながら、両者の間には依然として価格差が存在。
- ◆ 令和4砂糖年度に加糖調製品の輸入量は大きく減少しているが、その主な要因は、国内の脱脂粉乳の過剰在庫の解消のために粉乳調製品から脱脂粉乳と砂糖の分離調達にシフトしたことがあり、国内の脱脂粉乳の在庫数量が落ち着く中で、今後、輸入粉乳調製品の輸入量が増加に転じる可能性がある。
- ◆ また、暫定税率引下げ対象品目について、関税割当枠消化率の上昇や、一部CPTPP加盟国からの輸入量が急増しており、依然今後の輸入増の脅威は存在する状況。
- ◆ このため、加糖調製品からの調整金収入を確実に確保し、その価格差を縮小していくためにも、令和6年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。
- ◆ 加えて、糖価調整制度の持続的な運営に向け、国内産糖に係る競争力強化や、輸入糖と国内産糖のバランスの確保、異性化糖調整金に係る運用の見直し等の取組とともに国産の砂糖の競争力強化を図るため、暫定税率の引下げ等を要望。

### 【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】



## I-2. 関税分科会における主な意見

○ 令和5年関税・外国為替等審議会(以下、「関税審」という。)関税分科会(11月7日)において、加糖調製品における暫定税率の引き下げをめぐる活発な議論が行われた。主な意見は以下のとおり。

- ・ どの品物をつくっている人たちをどの程度保護すべきかという話は、全体像の中で当然やっていくべき。砂糖に関わる収入だから砂糖関係者に使うのはちょっとおかしい話かなと思う。どのように財源分配するかというのは、本来的には全て一般会計に財源を持ってきて国会で決めてもらうのが筋ではないか。
- ・ ひとまず今回の改正に関しては、これで良いと思う。ただし、基本法そのものが改正された場合、それに連動して糖価調製制度を今後どう考えていくべきかということ、もう一度、立法趣旨、政策目標、そして現在の状況等を踏まえ、しっかりと検討し直していただくことが必要になってくるのではないかな。
- ・ てん菜の産地である北海道、さとうきびの産地である鹿児島、沖縄は隣国の目と鼻の先に位置しており、これらの地域の人口がこれ以上減少すれば、食料安全保障のみならず、国家安全保障にとっても深刻な脅威となることが考えられる。このような中、これまで国策として国内砂糖の安定供給が進められてきた経緯があり、これらを引き続き進めていく必要があるのではないかな。そのためには、農家が安心して生産できる経営安定対策の支援が必要であり、糖価調製制度をしっかりと堅持するためにも、加糖調製品対策としての暫定税率引下げは引き続きしっかりと講じられるべきと考えている。
- ・ 砂糖の国内産業というのは離島も含めて非常に重要な産業であるので、しっかりと持続可能な形で育てるべきだと考えている。抜本的に砂糖の産業のあるべき姿に向けて、担い手確保も含めて抜本的な取組というのが相当程度必要ではないかな。
- ・ 砂糖の消費、あるいは甘味全体の消費が減少する中で、実需者負担をできるだけ減らしていく、消費者負担を減らしていくという観点が非常に重要で、国内の生産、あるいは工場において合理化をして縮めていく努力をして内外価格差を縮小していく必要がある、更に、基本法の見直し等の中においても、制度を不断に見直して合理化を図っていくという視点が特に必要。
- ・ 関税の話なので、グローバルな視点も当然必要。砂糖は、19世紀に欧米の列強がいわゆる貧しい地域に大量にさとうきびプランテーションをつくったこともあって、発展途上国の主要産品であるということは間違いないわけで、昔問題になったのは、先進国側におけるこういった補助金とか関税によって発展途上国の、我々よりもっと貧しい人たちの生活がうまく伸びないということを知っておかないといけない。グローバルな視点も考えて、本当にこれでいいのかということも考えないといけない。
- ・ 関税を引き下げた分を調整金にするということは、その関税から得られる一般会計の収入が減ってしまうという状況なので、そういうことをいろんなところでやっていくと、非常に財政運営が難しくなる。そもそも今、難しい状況なので、それも考えた議論を、少なくとも来年度からはやっていければよいのかなと思う。

## I-3. 関税・外国為替等審議会の答申内容

- 令和5年12月の関税審において、加糖調製品からの調整金の拡大が可能となるよう、CPTPP税率の設定状況等を踏まえ、暫定税率を引き下げることが適当である旨の答申がなされた。
- 一方、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たり、加糖調製品と国産の砂糖に関する今後の中長期的な在り方を含めた毎年度の検証と報告が求められているところ。

令和5年度における関税率及び関税制度の改正等についての答申(令和5年12月14日)(抜粋)

### (3) 加糖調製品に係る暫定税率

加糖調製品は、砂糖と砂糖以外のココア粉やミルク等の混合物であり、菓子類や飲料等の原料として幅広く使用され、国内の砂糖需要を一部代替している。

CPTPPにおいて加糖調製品に関税割当制度が導入される等の譲許がされたこと等により国内産糖への支援に対する影響が懸念されたため、「総合的なTPP等関連政策大綱」（平成29年11月24日TPP等総合対策本部決定）に基づき、CPTPP発効時に糖価調整制度における調整金の対象に加糖調製品が追加された。

加糖調製品に係る暫定税率については、

- ・ 糖価調整制度が、甘味資源作物に係る農業所得の確保、国内産糖の製造事業の経営安定その他関連産業の健全な発展を通じて国内産糖の安定的な供給の確保を図ることにより、国民生活の安定に寄与することを目的としていること
- ・ 加糖調製品と国産の砂糖の価格差は足元で縮小しているものの、依然として価格差が認められること
- ・ 加糖調製品全体の輸入量は減少しているものの、CPTPPの枠内税率の引下げや枠数量の拡大等に伴い一部のCPTPP加盟国からの輸入量は増加していることから、今後再び加糖調製品全体の輸入量が増加する可能性も否定できないこと
- ・ 甘味資源作物の生産費削減を含む国内産糖に係る競争力強化等に係る取組が進められていること
- ・ 暫定税率の引下げにより確保した調整金を原資とした原料糖の価格調整により国産の砂糖の価格上昇が抑制され、消費者の利益に寄与していると評価できること
- ・ こうした状況を踏まえ、農林水産省は、糖価調整制度の目的に照らして国内産糖への支援の原資となる調整金を拡大する方針であること

等を総合的に勘案し、加糖調製品のうち5品目（ココアの調製品、ミルクの調製品等）について、調整金の拡大が可能となるよう、令和6年度のCPTPP税率の設定状況等を踏まえ所要の暫定税率引下げを行うことが適当である。

また、加糖調製品に係る暫定税率の検討に当たっては、毎年度、加糖調製品と国産の砂糖の価格差及び需給の動向、国内産糖に係る競争力強化の取組状況、暫定税率の引下げによる政策効果について、消費者の視点も踏まえつつ、農林水産省に検証及び報告を求めることが適当である。その際、食料の安定的な供給等における砂糖及び加糖調製品の位置づけを踏まえた関連制度の今後の在り方及びその実現に向けた具体的取組の進捗等についても明らかにすることが求められる。

## Ⅱ 令和 7 年度関税改正要望の方針

## Ⅱ－１．関税審での意見・答申を踏まえた対応方針（案）

○ 令和5年度関税審の答申を踏まえ、令和6年度の関税審に向けては以下のとおり対応する方針。

- ◆ 「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」に基づき、国産の砂糖の競争力を強化するという観点から、ＣＰＴＰＰ税率の設定状況に応じて、加糖調製品の暫定税率を引き下げるために、令和７年度においても、引き続き関税改正の要望を行う必要がある。そのためには、令和６年度答申を踏まえ、以下のように説明する方針。
- ◆ 糖価調整制度は、調整金負担という実需者負担型の仕組みであるからこそ、国産の砂糖価格を引き下げることで国民負担の軽減を図り、消費者から支持されることが重要である。このため、
  - ・ 生産者、製糖業者のそれぞれが生産・製造コストの削減に向けた不断の努力を進めること
  - ・ 加糖調製品からの調整金収入を国産の砂糖の支援に充当することを通じて、国産の砂糖がより効率的かつ安定的に供給される環境を整備する必要がある。
- ◆ また、中長期的な観点から、糖価調整制度の持続的な運営に向けては、
  - ・ 砂糖消費量の減少が続く状況にあって、制度の存続が危ぶまれる中、輸入糖と国内産糖のバランスを確保すること、また、調整金収支の均衡を図ること。
  - ・ 国産の砂糖への切替えや菓子類の輸出の拡大等により砂糖の需要拡大を図ることに加え、持続可能な航空燃料(SAF)を含むバイオジェット燃料等、甘味資源作物の他用途利用について、離島地域や業界の活性化を念頭に置きつつ、その実現可能性を広く検討すること等が必要である。
- ◆ これらの取組を進めていくことを基本としつつ、甘味資源作物から製造される砂糖は、国民に消費されることを通じ、国境離島における代替の利かないさとうきび及び我が国最大の畑作地帯の輪作体系の維持に欠かせないてん菜の生産を支えており、単に経済合理性のみでは評価できない背景を有していることに留意する必要がある。

## Ⅱ-2. 加糖調製品に係る令和7年度関税改正要望の概要

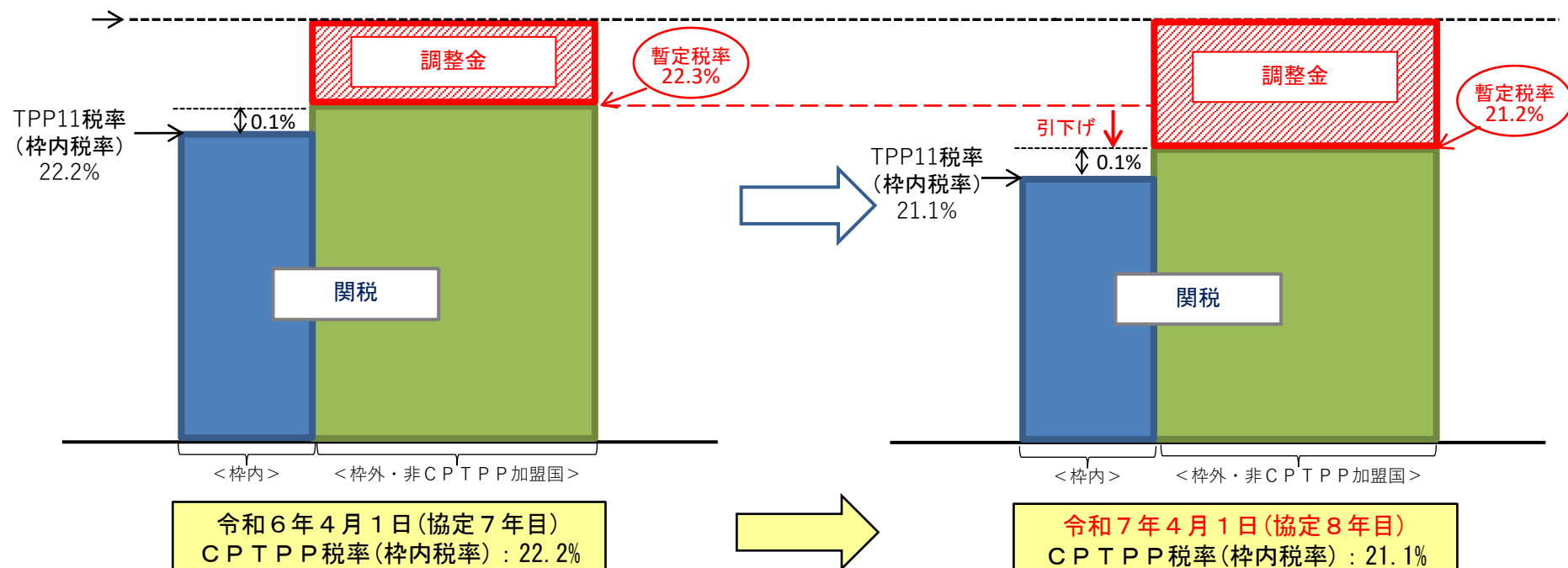
### 令和6年度改正の概要

- CPTPP交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち5品目について、令和6年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう5品目で暫定税率の引下げ及びそれ以外の15品目について、暫定税率の延長を措置。

### 令和7年度改正の要望内容

- ◆ 検証結果を記載。
- このため、加糖調製品からの調整金収入を確実に確保し、その価格差を縮小していくためにも、令和7年度のCPTPP税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

### 【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】

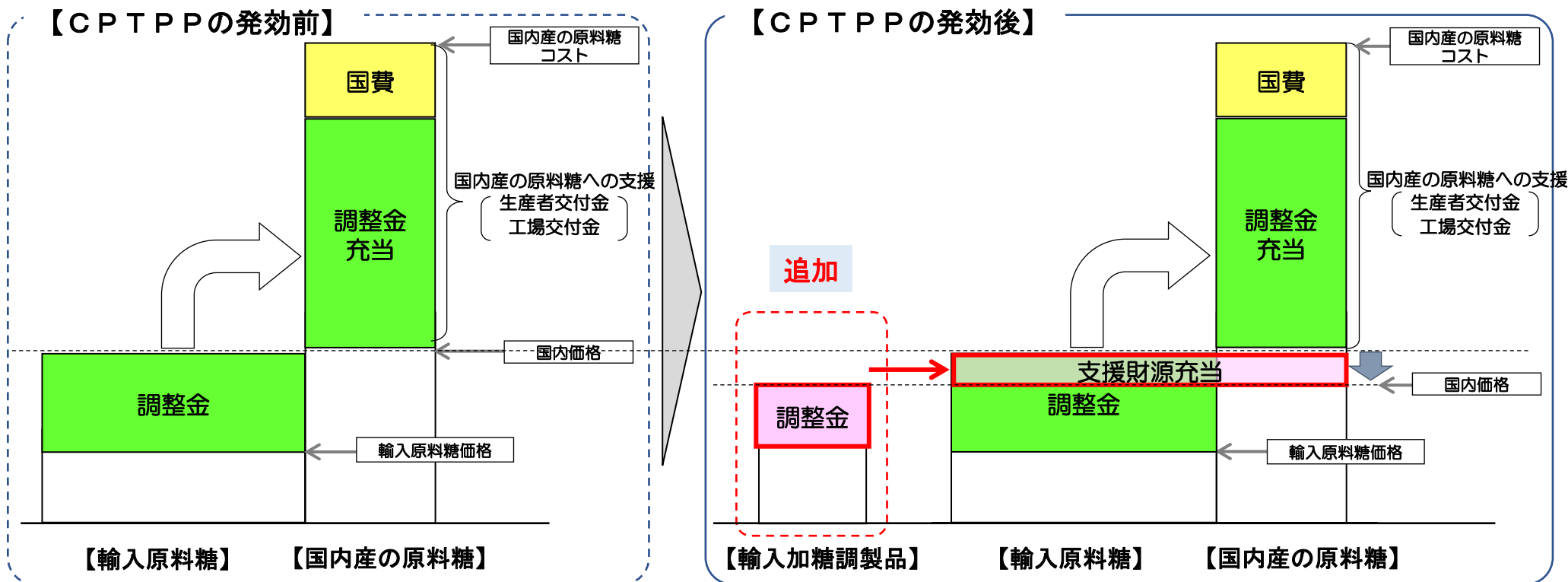


# Ⅲ 加糖調製品をめぐる動向と暫定税率 引下げによる政策効果等



### Ⅲ-1. 加糖調製品の調整金徴収制度

- 糖価調整制度は、海外から輸入される原料糖と国内のさとうきび・てん菜を原料とする国内産の原料糖に大幅な内外価格差が生じる中で、その価格差を調整し、国内の甘味資源作物や、これを原料とする国内産の原料糖製造事業等の経営が成り立つようにすることで、国内への砂糖の安定供給を確保していく仕組み。
- 具体的には、海外からの安価な輸入原料糖から調整金を徴収することにより、輸入原料糖の価格が引き上げられる一方、甘味資源作物の生産者・国内産の原料糖製造事業者に対し、交付金を交付(図の緑色部分)することにより、国内産の原料糖の価格が引き下げられ、これらの措置により、両者の価格のバランスが図られ、国内において両者の価格は同水準(図の「国内価格」部分)となる。
- 平成29年11月の「総合的なTPP等関連政策大綱」において、甘味資源作物について、「国産甘味資源作物の安定供給を図るため、改正糖価調整法に基づき加糖調製品を調整金の対象とする。」と記載され、平成30年12月30日(CPTPPの発効日)から、改正糖価調整法に基づき、加糖調製品を新たに調整金の対象とし、これを国産の砂糖の支援財源に充当すること等を通じて国産の砂糖※の競争力の強化(図の赤色部分)を図っているところ。

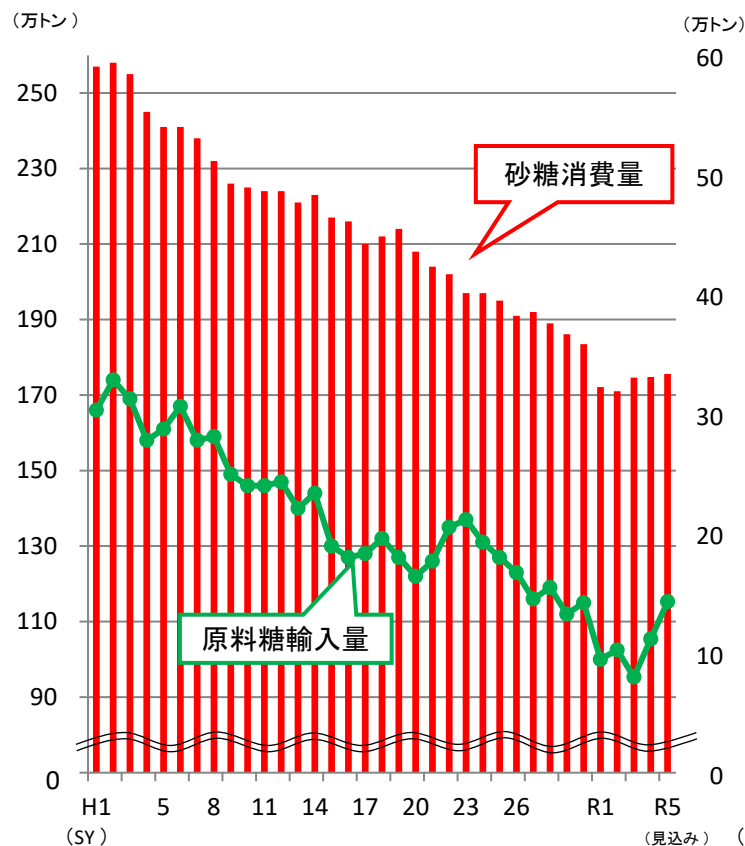


※ 輸入又は国内産の原料糖を使用して製造される砂糖

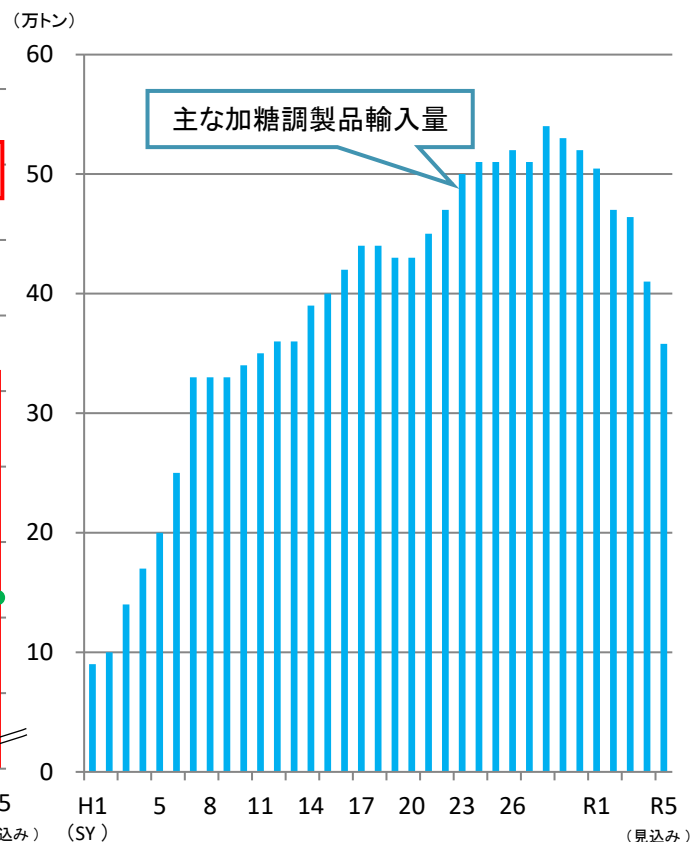
## Ⅲ-2. 砂糖及び加糖調製品の需給動向

- 砂糖とソルビトール等を混合した調製品の輸入が自由化された平成2年以降、安価な加糖調製品の輸入量は、大幅に増加し、国内の砂糖需要を代替。
- 直近の令和5砂糖年度では、主な加糖調製品（調整金徴収対象外ラインも含む）の輸入量は、約36万トンと前年に比べ減少する見込み。

### ○ 砂糖の消費量の推移



### ○ 加糖調製品の輸入量の推移



加糖調製品（調整金徴収対象）の概要

| 種類      | 内容                  | 用途              | 推計砂糖含有率 | 主な輸入先国          |
|---------|---------------------|-----------------|---------|-----------------|
| ココア調製品  | ココア粉、カカオマス＋砂糖等      | チョコレート菓子、飲料等    | 87%     | 韓国、シンガポール、マレーシア |
| 調製した豆   | 小豆、いんげん豆＋砂糖等（加糖餡が主） | 和菓子等            | 50%     | 中国、タイ           |
| コーヒー調製品 | インスタントコーヒー＋砂糖等      | 飲料、アメ菓子等        | 80%     | ベトナム、インドネシア     |
| 粉乳調製品   | 全粉乳又は脱脂粉乳＋砂糖等       | コーヒー飲料、アイスクリーム等 | 65%     | シンガポール、韓国       |
| その他の調製品 | ソルビトール＋砂糖等          | 水産練り製品、菓子、佃煮等   | 80%     | 韓国、タイ           |

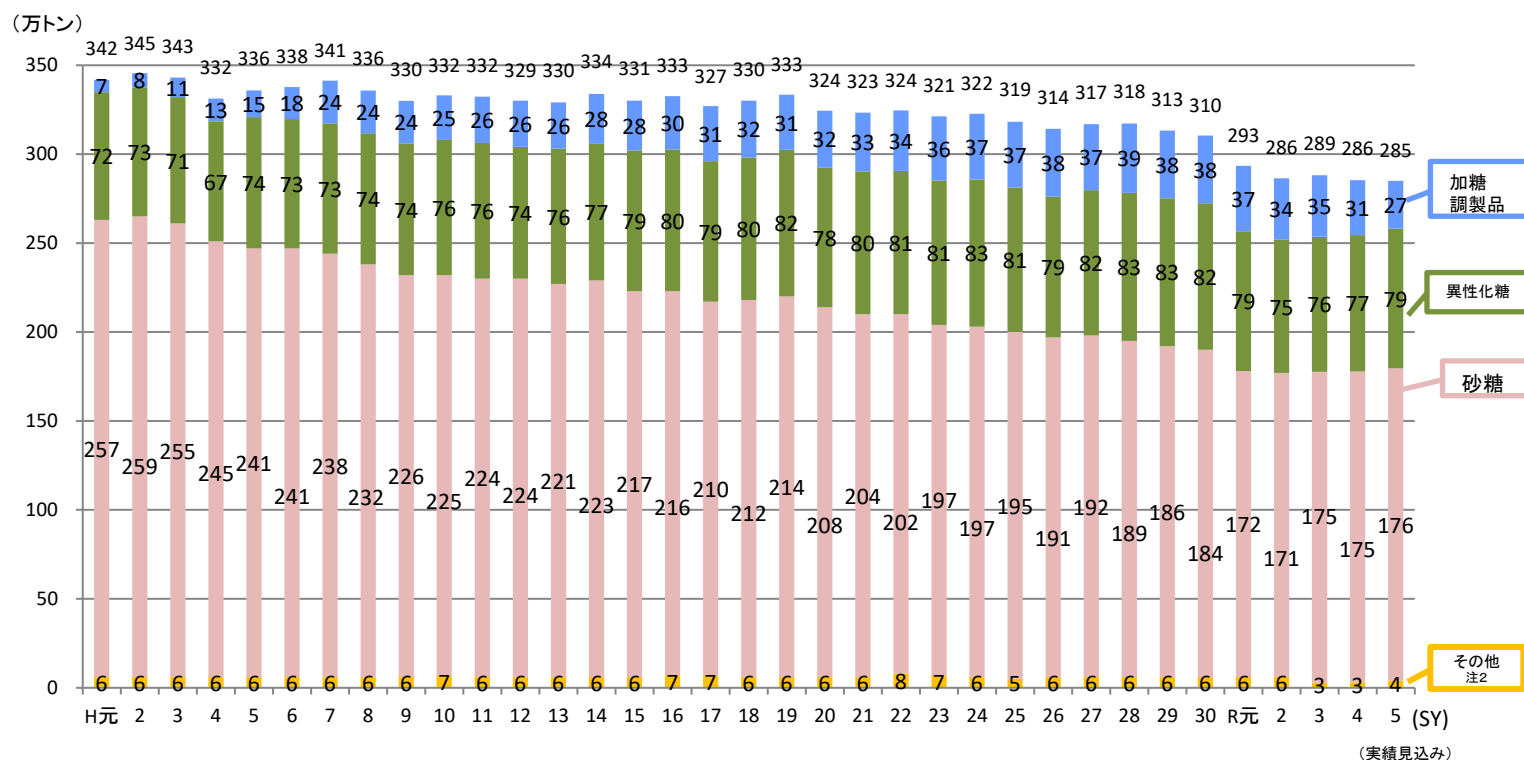
資料: 農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」、財務省「貿易統計」を基に農林水産省地域作物課作成

注: 砂糖年度とは、当該年の10月から翌年の9月までの期間。

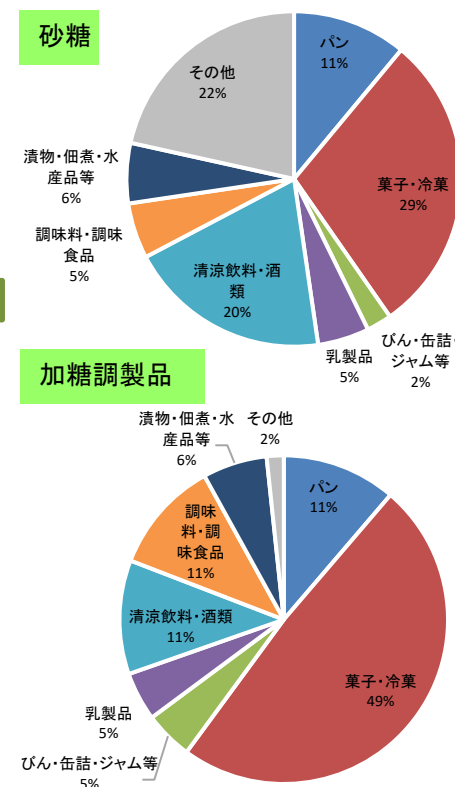
### Ⅲ-3. 甘味全体の需要量の推移

- 甘味全体の需要量は、人口減少や消費者の低甘味嗜好等もあり減少傾向。直近では、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞の影響等もあり、300万トンを割り込む状況。
- 甘味の内訳では、加糖調製品の輸入が自由化されて以降、安価な加糖調製品の輸入量は大幅に増加し、加糖調製品が砂糖需要と代替してきた。(加糖調製品の需要量: 7万トン(H元砂糖年度)→31万トン(R4砂糖年度)、砂糖の需要量: 257万トン(H元砂糖年度)→175万トン(R4砂糖年度)) H29砂糖年度以降は、甘味全体の需要量が減少する中で、加糖調製品の需要量も減少している状況。
- 異性化糖については増加ないし横ばいで推移。令和元砂糖年度以降については、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したが、R3砂糖年度以降は回復基調。
- 砂糖、加糖調製品ともに菓子・冷菓、清涼飲料水・酒類、パンへの仕向けが多く、両者は競合関係にある。

#### ○ 甘味全体の需要量の推移



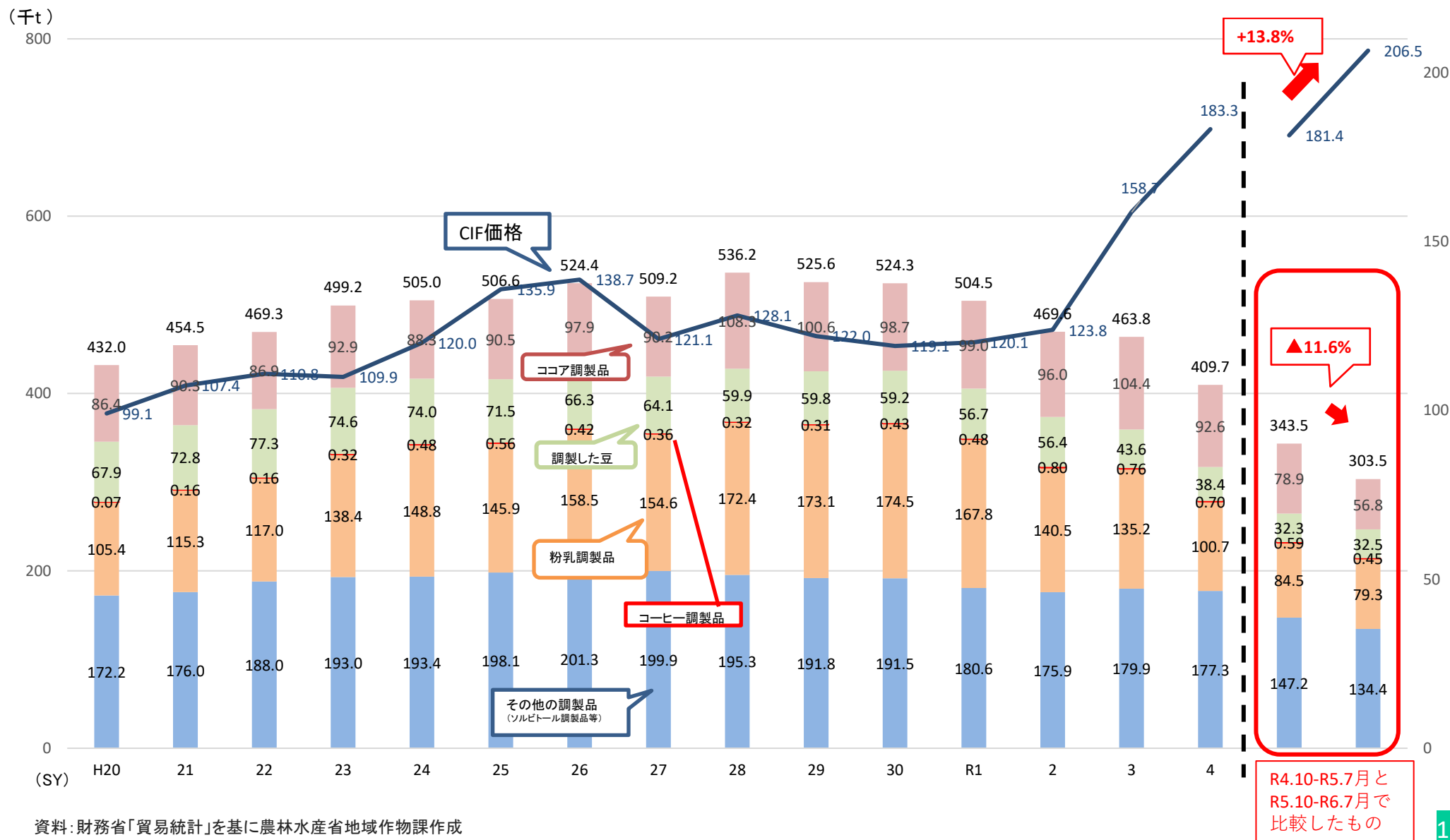
#### ○ 砂糖と加糖調製品の用途別仕向割合(R4)



資料：農林水産省「砂糖及び異性化糖の需給見通し」 注1：加糖調製品は含糖率ベースの推計。 注2：その他は含蜜糖、工業用等。  
注3：異性化糖とは、主にとうもろこし由来のコーンスターチを原料としたぶどう糖と果糖を混合した液糖。主に清涼飲料水の原料となる。

## Ⅲ-4. 直近の加糖調製品の輸入動向

○ 令和5年10月～令和6年7月において、主な加糖調製品の輸入量はココア調製品の輸入量減少等により対前年比で11.6%減少。一方C I F単価は、円安やエネルギー価格高騰等により対前年比で13.8%増加。



## Ⅲ-5. 加糖調製品からの調整金収入の推移と政策効果

- 加糖調製品からの調整金収入については、暫定税率引下げに伴う調整金の徴収幅の拡大に加え、円安や国際糖価高騰等により、加糖調製品のCIF単価が大きく上昇したことから、直近1年間で約102億円とこれまでに比べても大きく増加。
- 暫定税率引下げ対象の6品目からの収入が減少したが、これは引き下げ対象に輸入量が大きく減少したココア調製品2品目、粉乳調製品2品目が含まれていることによるもの。
- 加糖調製品の調整金収入は、輸入数量及びCIF単価、暫定税率引下げによる徴収幅により変動。数量や単価を固定するなど一定の前提を置いた上での暫定税率引下げによる収入の増加分は、毎年3～4億円程度。
- これら調整金収入を原資として、輸入原料糖の調整金軽減及び国内産糖等の交付金への支援充当の措置を講じているところであり、暫定税率引下げによる調整金の軽減効果は、毎年の国産の砂糖価格の引下げに寄与することから、引き続き、暫定税率の引下げは必要。

### ○ 加糖調製品からの調整金収入の推移

(単位：億円)

|              | R元   | R2   | R3   | R4   | R5   |
|--------------|------|------|------|------|------|
| ココア調製品       | 4    | 6    | 9    | 11   | 13   |
| 粉乳調製品        | 4    | 7    | 11   | 14   | 14   |
| 豆調製品         | 14   | 14   | 13   | 14   | 15   |
| コーヒー調製品      | 0.01 | 0.04 | 0.02 | 0.02 | 0.02 |
| その他調製品       | 40   | 38   | 43   | 54   | 60   |
| 合計           | 62   | 65   | 76   | 94   | 102  |
| うち引下げ<br>6品目 | 5    | 10   | 16   | 24   | 22   |

資料：農林水産省地域作物課作成  
注：集計期間は当該年の7月から翌年6月

### ○ 砂糖勘定のスキーム図

